

- (2) 無断外出・外泊をしない。外出時は、保護者に行先と、帰宅時間を伝え、本校生徒の良識のもとに行動する。
- (3) 次のような行為は、特別指導（校長訓戒や学校謹慎等）の対象となる。また、学校教育法施行規則第 26 条に基づく退学等の懲戒が行われる場合もある。
- ア 飲酒、喫煙、パチンコ遊技、万引き、薬物乱用など法に触れる行為
 - イ 無断免許取得などの校則違反や、教員指導への暴言・暴力行為
 - ウ いじめや携帯電話・インターネットの掲示板等への他人を誹謗中傷するような書き込みなど、人に迷惑をかける行為
 - エ 考査不正行為、器物損壊、怠学など、学校の秩序を乱す行為や、生徒としての本分に反する行為